

最高裁民三第614号

(訟ろ一〇二)

令和元年10月21日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門 田 友 昌

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の公布等について（通知）

標記の政令が、令和元年10月18日付けの官報（号外特第13号）で、同年政令第129号として公布され、同日から施行されました。

これにより、令和元年台風第19号による災害が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として指定されるとともに、同法第5条の法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置及び同法第7条の調停の申立ての手数料の特例に関する措置が、特定非常災害に対し適用すべき措置として指定されました。

これに伴い、破産手続においては下記1の事項について、民事調停手続においては下記2の事項について、それぞれ執務を行う上で留意してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

- 1 この台風による災害により債務超過となった法人に対しては、令和3年10月9日までの間、当該法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合を除き、裁判所は破産手続開始決定をする

ことができず、破産手続開始を留保する決定をしなければならないこととなる。

- 2 特定非常災害発生日と定められた令和元年10月10日において、同法第7条の政令で定める地区に住所等を有していた者が、この台風による災害に起因する民事に関する紛争について、同日から令和4年9月30日までの間に民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てをする場合の申立ての手数料は納めることを要しないこととなり、既に納付した手数料は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第9条第1号に規定する「過大に納められた手数料」に当たることから、申立てにより還付の手続が必要となる。